

可児商工会議所会員共済見舞金等給付規程

第1条（目的）

この規程は、会員共済の加入者に対して、見舞金・祝金の給付をおこなうことにより、会員共済加入事業所の福利の充実を図ることを目的とする。

第2条（見舞金の種類と給付要件）

1 見舞金は、通院見舞金・入院見舞金・介護支援助成金の3種類とし、加入者（被共済者）が以下に該当した場合に給付するものとする。

- ① 通院見舞金 不慮の事故による通院を5日以上した場合
- ② 入院見舞金 病気による入院を5日以上した場合
ただし、普通分娩は、病気による入院見舞金には該当しない。
- ③ 介護支援助成金 加入者が契約後に同居の親（養親含む）が公的介護保険の要介護1以上の認定を受けた場合

2 見舞金の給付は、保険期間（毎年8月1日から翌年7月31日）において年1回を限度とし、基準日（8月1日）を挟む通院および入院においては、同一傷病で連続する場合は1回と解釈し、基準日前・後と保険期間を区切って2回申請することはできない。

ただし、通院が終わって3年以内または退院してから3年以内に申請することとし、それ以降の申請は無効とする。

また、介護支援助成金については、加入者は要介護認定を受けられた方（要援護者）一人に対し1回限りの給付とする。申請時には要援護者が生存していることとする。

第3条（祝金の種類と給付要件）

祝金は、結婚祝金・出産祝金の2種類とし、加入期間1年以上の加入者が、以下に該当した場合に給付するものとする。

ただし、各々の事由発生後3年以内に申請することとし、それ以降の申請は無効とする。

- ① 結婚祝金 加入者が結婚し、役所へ婚姻届を提出した場合
（共済契約失効後6ヶ月以内に結婚した場合を含む）
- ② 出産祝金 加入者が出産し、役所へ出生届を提出した場合
（共済契約失効後6ヶ月以内に出産した場合を含む）

第4条（給付金額）

見舞金等の給付金額は、加入契約1口につき5,000円とする。ただし、2口以上加入の場合は、口数を乗ずるものとする。

第5条（申請手続き）

給付の申請は、可児商工会議所所定の見舞金申請書（様式1）、介護支援助成金申請書（様式2）または祝金申請書（様式3）に以下の証明書類を添付し申請するものとする。

事 由	証明書類
通院見舞金	通院日数が分かる領収書または診断書のコピー
入院見舞金	入院期間が分かる領収書または診断書のコピー
介護支援助成金	介護被保険者証（要介護状態区分欄に判定表示）のコピー 加入者の戸籍抄本（コピー可）または住所と要援護者との続柄が分かる書類
結婚祝金	戸籍抄本（コピー可）
出産祝金	戸籍抄本（コピー可）

なお、見舞金の申請において、止むを得ず証明書類を添付できないと認められた場合は、契約者（事業主）が証明する書類（様式4）を添付する。

第6条（見舞金等支払い）

見舞金等は、契約者（事業主）に対し、現金または銀行振込で支払うものとする。

第7条（免責）

見舞金は、死亡・高度障害保険金または不慮の事故による障害・入院給付金の対象となった場合には、支払わないものとする。

第8条（その他）

その他、この規程に定められていない事項については、会頭が定めるものとする。

付 則

1. この規程は、平成14年4月1日から施行する。
2. 平成15年9月1日一部改正（様式1，2，3を変更）
3. 平成16年6月17日一部改正（様式1，2，3を変更）
4. 平成16年10月14日一部改正（第2条、第5条）
5. 平成17年5月13日一部改正（様式1，2，3を変更）
6. 平成17年10月1日一部改正（様式1，2，3を変更）
7. 令和3年8月1日一部改正（第2条、第3条）